

第1章 地域医療構想とは

<骨子（案）P1～>

< 性 格 >

- 地域医療構想は、医療法に定める「医療計画」に位置付けるもの
- 現行の「東京都保健医療計画（平成25年3月改定）」に追記

< 記 載 事 項 >

- 医療法に定める記載事項は以下の2点

- 1 構想区域ごとに厚生労働省令で定める計算式により算定された
 - ① 病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量
 - ② 将来の居宅等における医療の必要量
- 2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

< 期 間 >

- 構想策定から平成29年度まで（平成30年度以降は東京都保健医療計画と一体化）

第2章 東京都の現状と平成37年（2025年）の姿

<骨子（案）P3～>

< 現 状 >

- 人口、医療資源、在宅療養生活を取り巻く資源、保健医療従事者数などの状況
- 東京の地域特性

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 高度医療提供施設の集積 | ⑤ 人口密度が高い |
| ② 育育機関及び人材養成施設の集積 | ⑥ 昼夜間人口比率が高い |
| ③ 発達した交通網 | ⑦ 中小病院や民間病院が多い |
| ④ 高齢者人口の爆発的な増加 | ⑧ 高齢者単独世帯が多い |

- 患者の受療動向（流出入の状況）

高度医療提供施設の集積や発達した交通網など、都の地域特性を踏まえた患者の受療動向が見られる

機能別 がん 脳卒中・急性心筋梗塞等

< 将 来 >

- 患者の受療動向（流出入）、都道府県間協議結果等を踏まえた2025年の病床数の必要量
- 2025年の在宅医療等の必要量 ※必要量については、検討中

第3章 構想区域

<骨子（案）P10～>

< 構 想 区 域 >

- 構想区域は、13区域（（医療法第30条の4第2項12号に基づいて定める区域＝「病床整備区域」と呼称）とする。

< 疾 病 事 業 ご と の 医 療 提 供 体 制 >

- 疾病・事業ごとの医療提供体制を推進する区域については、疾病・事業ごとに患者の受療動向や医療資源の分布状況に応じて、「事業推進区域」として柔軟に運用

< 構 想 区 域 ご と の 状 況 >

- 13の構想区域ごとに、医療資源等の現状及び将来に向けての人口・医療需要の変化、将来の病床数の必要量等を記載

現状

- ・人口
- ・医療資源（病床/医療施設）
- ・在宅療養生活を取り巻く資源
- ・保健医療従事者数

将来

- ・人口推計
- ・推計患者数
- ・2025年の病床数の必要量 ※必要量については、検討中
- ・2025年の在宅医療等の必要量

第4章 東京の将来の医療～グランドデザイン～

<骨子（案）P50>

- 高齢化の進展により増大する医療需要に適切に応え、将来にわたって東京の医療提供体制を維持・発展させていくため、将来の東京の医療の姿を掲げる。

誰もが質の高い医療が受けられ、安心して暮らせる「東京」

4 つ の 基 本 目 標

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| I 高度・先進医療提供体制の将来にわたる進展 | II 都の特性を活かした切れ目のない医療連携システムの構築 | III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実 |
| IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成 | | |

第5章 あるべき医療提供体制の実現に向けた取組

<骨子（案）P51～>

< 施 策 の 方 向 性 >

- 「東京の将来の医療～グランドデザイン～」の実現を目指し、「4つの基本目標」の達成に向けた取組の方向性を示す。

< 地 域 医 療 構 想 調 整 会 議 >

- 医療機関の自主的な取組により、病床の機能分化及び連携を推進するため、構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置。
- 合わせて、構想区域間調整等を行うため、「地域医療構想調整部会（仮称）」の設置を検討。

< 東 京 都 保 健 医 療 計 画 に 追 補 す る 事 項 >

- 現行の保健医療計画に追補すべき、医療連携体制の取組や普及啓発について記載